

介護職員等処遇改善加算の情報公開について（見える化要件）

医療法人やわらぎ

介護職員の処遇改善につきましては、令和6年度の介護報酬改定において従来の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

A	現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること
B	介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
C	介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

区分	職場環境要件
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やエア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有する機会の提供
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

<介護職員等処遇改善加算 算定事業所>

施設・事業所	サービス種別
●介護老人保健施設ゆう	介護老人保健施設
・短期入所療養介護	短期入所療養介護
・通所リハビリテーション	通所リハビリテーション
●ヘルパーステーションおひさま	訪問介護
●グループホームみどり野の郷	認知症対応型共同生活介護
●グループホーム鶴城の郷	
●グループホーム共栄の郷	
●デイサービスセンターみどり野	認知症対応型通所介護
●デイサービスセンターなのはな	通所介護